

**鹿児島大学（郡元）環境バイオ研究棟等  
改修施設整備等事業 実施方針**

**平成 16 年 4 月 6 日**

**国立大学法人 鹿児島大学**

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号改正平成 13 年法律第 151 号、以下「PFI 法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、鹿児島大学（郡元）環境バイオ研究棟等改修施設整備等事業に関する実施方針について、別冊の通り公表する。

平成 16 年 4 月 6 日

国立大学法人鹿児島大学長 永田行博

国立大学法人鹿児島大学（以下「大学」という。）は、鹿児島大学（郡元）環境バイオ研究棟等改修施設整備等事業（以下、「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、財政資金の効率的活用を図るため、PFI 法に基づく事業として実施することを予定している。

この実施に関する方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間業者（以下「選定事業者」という。）の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。）、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日）等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定め、ここに公表するものである。

## 目次

<b>1．特定事業の選定に関する事項</b> .....	1
(1) 事業内容に関する事項 .....	1
(2) 特定事業の選定方法等に関する事項 .....	5
<b>2．民間事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	6
(1) 民間事業者選定の方法 .....	6
(2) 選定の手順及びスケジュール .....	6
(3) 応募手続き等 .....	7
(4) 応募者の備えるべき参加資格要件 .....	10
(5) 審査及び選定に関する事項 .....	12
(6) 審査結果及び評価の公表方法 .....	13
(7) 特別目的会社の設立等 .....	13
(8) 提出書類の取扱い .....	13
<b>3．選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b> .....	14
(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担 .....	14
(2) 提供されるサービス水準 .....	14
(3) 選定事業者の責任の履行に関する事項 .....	14
(4) 大学による事業の実施状況の監視 .....	14
<b>4．立地並びに規模及び配置に関する事項</b> .....	16
(1) 施設の立地条件 .....	16
(2) 土地の取得等に関する事項 .....	16
(3) 施設概要 .....	16
<b>5．事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項</b> .....	18
<b>6．事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項</b> .....	18
<b>7．法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項</b> .....	18
(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項 .....	18
(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	18
(3) その他の支援に関する事項 .....	19
<b>8．その他特定事業の実施に関し必要な事項</b> .....	19
(1) 情報公開及び情報提供 .....	19
(2) 入札に伴う費用負担 .....	19
(3) 実施方針に関する問い合わせ先 .....	19

様式1 実施方針に関する質問書

様式2 実施方針に関する意見書

リスク分担表(案)

別添資料1 鹿児島大学(郡元)環境バイオ研究棟等改修施設整備等事業 業務要求水準書(案)

## 1. 特定事業の選定に関する事項

### (1) 事業内容に関する事項

#### 1) 事業名称

鹿児島大学(郡元)環境バイオ研究棟等改修施設整備等事業

#### 2) 事業に供される公共施設の種類の種類

教育研究施設

#### 3) 公共施設の管理者の名称

国立大学法人鹿児島大学長 永田行博

#### 4) 事業目的

本事業の目的は、既存の研究棟改修(一部新設)、維持管理等を通じて、鹿児島大学農学部で行われる研究、教育、開発等の業務が効率的、効果的に行われるような環境を整備・維持することにある。特に、本事業では、PFI(Private Finance Initiative)というサービス調達方法を採用することにより、民間事業者の知識、技術、ノウハウ等を最大限に活用し、事業の成果がさらに高められることが期待される。

#### 5) 事業の範囲

本事業の対象となる業務範囲は、以下の通りとするが、詳細については、別添資料1 鹿児島大学(郡元)環境バイオ研究棟等改修施設整備等事業 要求水準書(案)(以下「要求水準書(案)」)を参照すること。

##### ア 研究棟等改修施設整備等に係る業務

事前調査業務(地盤調査及び埋蔵文化財調査含む)及びその関連業務  
施設整備(既存棟の改修及び増築棟の整備)に係る設計(基本設計・実施設計)及びその関連業務  
躯体部分以外の解体撤去業務  
仮設建物(約1,000㎡)工事及びその関連業務  
施設整備(既存棟の改修及び増築棟の整備)に係る建設工事及びその関連業務(空調、実験台等の付帯設備の設置、及び外構工事を含む)  
工事監理業務  
設計・建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

## イ 研究棟の維持管理に係る業務

維持管理業務は以下を指すものとする。

建物維持管理業務（点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む）  
設備維持管理業務（設備運転・監視・点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務含む）  
外構施設維持管理業務（点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む）  
清掃業務（建築物内部（廊下、講義室、共通部分）及び建物周囲の清掃業務を含む）  
保安警備業務

なお、研究棟における研究、教育、開発等の業務の運営については、大学が行う。研究棟の運営に係る光熱水費は、大学が実費を負担（施設引き渡し前までの光熱水費は事業者負担とする）する。また、大規模修繕業務（本事業における大規模修繕とは、大学が別途発注する施設の利用を制限して行う大規模な修繕をいい、要求水準書（案）に示す機能を維持するために行う修繕・更新は規模にかかわらず全て事業範囲内とする）については、大学が直接行うこととし、選定事業者の業務範囲には入らないものとする。

改修施設内にて食堂又はファストフード等（運営業務）についてPFI事業に含めることを検討中である。

食堂等の企画、設置、運営についてはPFI事業の付帯事業として民間事業者から独立採算事業として提案を受け付けることを検討しているが、民間事業者からの意見を踏まえ実施するか否かを判断する。

## 6) 選定事業者の収入

大学は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、施設の設計、建設に係る費用については、事業期間中あらかじめ定める額を事業契約の規定に基づき選定事業者を支払う。また、施設の維持管理に係る費用については、事業契約の規定に従い物価変動等を勘案して定める額を事業期間に渡り選定事業者を支払う。支払い方法については入札説明書及び事業契約書（案）にて提示する。

なお、設計・改修工事に係る費用については、大学の中期計画の定めるところに従い文部科学省により毎年度の予算編成の中で措置され、維持管理に係る費用については、大学の中期計画に基づき文部科学省から措置される運営費交付金から大学が措置する。

## 7) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき実施するものとし、事業方式は大学が所有権を有する施設を設計・改修（一部新設）した後、事業期間中に係る維持管理業務を実施するRO（Rehabilitate Operate）方式及び新設部分についてはBT0（Build Transfer Operate）

方式を想定している。

## 8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から平成31年3月までの14年間とする。

## 9) 事業スケジュール(案)

本事業の実施スケジュール案は、以下の通りである。

平成16年(2004年)4月	国立大学法人へ移行
平成17年(2005年)3月(予定)	基本協定締結
平成17年(2005年)3月(予定)	事業契約締結
平成17年(2005年)7月~12月	5号館改修
平成18年(2006年)1月	5号館供用開始
平成18年(2006年)1月~6月	4号館改修
平成18年(2006年)6月	4号館供用開始
平成18年(2006年)7月~平成19年(2007年)2月	1号館改修及び増築
平成19年(2007年)2月	1号館供用開始
平成19年(2007年)3月~8月	3号館改修
平成19年(2007年)9月	3号館供用開始
平成19年(2007年)9月~平成20年(2008年)2月	2号館改修
平成20年(2008年)3月	2号館供用開始
~平成31年(2019年)3月	維持管理期間

なお、事業スケジュール案は予定であり、大学のカリキュラム及び選定事業者の提案により再検討する可能性があるため、今後、大学と選定事業者の協議により、変更する可能性がある。

## 10) 事業に必要と想定される根拠法令等

### < 建物・設備に係る法規制等 >

1. 建築基準法
2. 消防法
3. 都市計画法
4. 国立大学法人鹿児島大学会計規程
5. 国立大学法人鹿児島大学不動産管理規程
6. 鹿児島大学契約事務取扱規則
7. 鹿児島大学政府調達事務取扱規則
8. 高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律(ハートビル法)
9. 電波法
10. 電気事業法・電気設備に関する技術基準を定める省令
11. 高圧ガス保安法
12. 下水道法
13. 水道法
14. 騒音規制法
15. 振動規制法
16. 水質汚濁防止法
17. 大気汚染防止法
18. エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネルギー法)
19. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
20. 埋蔵文化財保護法
21. 労働安全衛生法
22. 廃棄物処理法
23. 鹿児島県福祉のまちづくり条例
24. 鹿児島市火災予防条例
25. 鹿児島市給水装置・排水設備工事施工基準
26. 国立文教施設保全指針・同解説
27. その他関係法令等

### < 施設運用に係る法規制 >

28. 労働安全衛生法
29. 動物の愛護及び管理に関する法律
30. 大学等における組換えDNA実験指針
31. その他関係法令等

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うにあたり必要とされるその他の条例及び関係法令等についても遵守のこと。

### 1 1 ) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時には、選定事業者は、当該施設を要求水準書に示す良好な状態で引き渡すこと。

### 1 2 ) 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者等からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を大学のホームページ・掲示板（事務局棟前掲示板）及び文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

## ( 2 ) 特定事業の選定方法等に関する事項

### 1 ) 選定方法

本事業について、係る業務の質が担保され、かつ施設利用者等に対するサービスの向上が図られることを前提とした上で、従来型の手法により実施した場合に比べて、PFI ( Private Finance Initiative ) の手法により実施することが財政資金の効率的・効果的活用が図られることが見込まれる場合に限り、PFI 法第 6 条に基づき、特定事業として選定する。

### 2 ) 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

コスト算出による定量的評価

事業者に移転されるリスクの検討

PFI 事業として実施することの定性的評価

上記 ~ を見込んだ VFM ( Value for Money ) の検討による総合的評価

### 3 ) 選定結果の公表方法

前項の規定に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、VFM 評価を明らかにした上で、大学のホームページ・掲示板（事務局棟前掲示板）及び文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室ホームページにおいて公表する。なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わない場合であっても、同様に公表する。



## 2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 民間事業者選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価方式一般競争入札（予定）を採用することとする。なお、本事業は平成6年4月15日にマラケッシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象であり、「国立大学法人鹿児島大学会計規程」、「鹿児島大学政府調達事務取扱規則」等に基づいて実施する。

### (2) 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、下記の通りである。

日 程（予定）		内 容
平成 16 年(2004 年)	4 月	国立大学法人へ移行
平成 16 年(2004 年)	4 月	実施方針・業務要求水準書（案）の公表 / 説明会
	4 月	実施方針に関する質問受付
	5 月	実施方針に関する質問回答公表 実施方針に対する意見招請受付 意見等に対するヒアリング
	6 月	特定事業の選定
	8 月	入札公告・入札説明書及び契約書（案）等の公 表 入札説明書等に関する質問受付
	9 月	入札説明書等に関する質問回答公表
	10 月	参加表明、資格確認申請の受付 資格確認通知の発送
平成 17 年(2005 年)	1 月	提案書の受付
	2 月	落札者の選定
	3 月	基本協定の締結 選定事業者の公示 選定事業者と事業契約締結

**(3) 応募手続き等** (P. 6の「(2) 選定の手順及びスケジュール」を参照)

**1) 実施方針の公表/説明会** ( )

本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、実施方針に関する説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について大学の考え方を提示する。説明会についての詳細は、下記に記載する。

**<実施方針説明会>**

開催日時	平成16年4月14日(水)14時~
開催場所	鹿児島大学大学院連合農学研究科棟3階会議室
住所	〒890-8581 鹿児島県鹿児島市郡元1-21-24
当日連絡先	鹿児島大学施設部企画課
電話	099-285-6513

説明会当日は、実施方針(別添資料含む)を配布する予定はないので、大学のホームページ(アドレスは下記に記載)からダウンロードし、持参すること。  
(<http://www.kagoshima-u.ac.jp/>)

事前申込は必要なし(現地集合・現地解散を基本とする)。  
駐車場に限りがあるので、公共交通機関を利用すること。

**2) 実施方針に関する質問受付** ( ) **実施方針に関する質問回答公表** ( )

実施方針に記載の内容に関して質疑応答を以下の要領にて行う。

### <実施方針に関する質問の提出>

受付期間 平成16年4月19日(月)～4月21日(水) 17:00 必着  
提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、質問書(様式1)に記入の上、電子メールでのファイル添付にて、1企業につき1ファイルにとりまとめて提出すること。ファイル形式はMicrosoft Wordのこと。

宛 先 鹿児島大学施設部企画課  
電子メールアドレス [kkikaks@kuas.kagoshima-u.ac.jp](mailto:kkikaks@kuas.kagoshima-u.ac.jp)

回 答 平成16年5月21日(金)までにインターネット及び大学の掲示板(事務局棟前掲示板)にて社名を明記した上で回答を公表する。  
鹿児島大学ホームページアドレス  
<http://www.kagoshima-u.ac.jp/>  
文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室ホームページアドレス  
<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

### 3) 実施方針に対する意見招請受付( ) 意見等に対するヒアリング( )

実施方針に対する意見及び具体的な提案を以下の要領にて受け付ける。

受付期間 平成16年5月24日(月)～5月28日(金) 17:00 必着  
提出方法 実施方針について意見・具体的提案がある場合は、その内容を意見書(様式2)に記入の上、電子メールでのファイル添付にて、1企業につき1ファイルにとりまとめて提出すること。ファイル形式はMicrosoft Wordのこと。

宛 先 鹿児島大学施設部企画課  
電子メールアドレス [kkikaks@kuas.kagoshima-u.ac.jp](mailto:kkikaks@kuas.kagoshima-u.ac.jp)

公 表 提出のあった意見・提案は、事前に提案者の意向を確認した上で、インターネット等の方法にて社名を明記して公開・公表する。

ヒアリング 提出のあった意見・提案のうち、大学が必要と判断した意見等については直接ヒアリングを行うことも予定している。

#### 4) 特定事業の選定 ( )

大学は、実施方針に対する意見等を踏まえ、本事業が PFI 事業として実施すべき事業か否かを評価し、PFI 事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。

#### 5) 入札説明書等の公表 ( )

実施方針に対する民間事業者からの意見等を踏まえ、入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書(案)、基本協定書（案）様式集等）を公表する。

#### 6) 入札説明書等に関する質問受付 ( ) 入札説明書等に関する質問回答公表 ( )

入札説明書等に記載の内容について質疑応答を行うものとする。具体的な日程は、入札説明書等にて提示する。

#### 7) 参加表明、資格確認申請の受付 ( ) 資格確認通知の発送 ( )

応募者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書の提出方法・時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等により提示する。

#### 8) 提案書の受付 ( )

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査に当たって、大学が必要であると判断した場合は、応募者に対してヒアリングを行うこともあり得る。なお、提案書の提出方法・時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等により提示する。

#### 9) 落札者の選定 ( )

提案書の審査により落札者を選定し、応募者に通知する。

#### 10) 基本協定の締結 ( ) 選定事業者の公示 ( ) 選定事業者と事業契約締結 ( )

正式に落札者を選定事業者と決定し、選定事業者と事業契約を締結する。大学は選定事業者との事業契約締結に先立って、事業に係る基本協定を選定事業者と締結する。

## (4) 応募者の備えるべき参加資格要件

### 1) 応募者の参加要件等

応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、応募企業又は応募グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。また、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明書において協力会社と明記し、以下の要件を満たすこと。なお、応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。

鹿児島大学契約事務取扱規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 2 条及び第 3 条の規定に該当しない者であり、かつ同規則第 4 条に規定する資格を有する者であること。会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続き開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしていない者であること。

参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、当該契約担当役から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成 6 年 5 月 17 日付け文施指第 83 号文教施設部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

本事業の業務に関わっている者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業の業務に関わっている者は(財)日本経済研究所、(株)久米設計、アンダーソン・毛利法律事務所である。

最近 1 年間の国税（法人税等）を滞納していない者であること。

応募企業、あるいは応募グループの構成員及び協力会社のいずれかが、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

注)「資本面において関連のある者」とは、当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連のある者」とは、当該応募者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

## 2) 応募者の構成員等の資格等要件

応募企業、応募グループ及び協力会社のうち設計、建設及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ、及びの要件を満たすこと。なお、及びのうち、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。

設計に当たる者は、次の要件を満たすこと。

- ア 文部科学省において平成15年・16年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。
- イ 経営状況が健全であること。  
注)「経営状況が健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者をいう。
- ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- エ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- オ 平成6年度以降に、本事業施設(大学研究施設)と類似する施設の改修設計及び耐震補強設計実績があること。なお、類似する施設の規模は、RC造2階建以上、延べ面積3,000㎡以上とする。

建設に当たる者は、次の要件を満たすこと。

- ア 建設に携わる応募企業、応募グループの構成員又は協力会社は、文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において「一般競争参加者の資格」第1章第4条で定めるところにより算定した点数(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記2の点数)が次の点以上であること。

応募企業及び応募グループの構成員又は協力会社の代表者

建築工事一式	1,120点
電気工事	940点
管工事	940点
上記以外	
建築工事一式	900点
電気工事	830点
管工事	830点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合においては、共同して工事を実施するすべての応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。

- イ 提案内容に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき許可を有して営業年数が3年以上である者であること。

- ウ 平成6年度以降に、本事業施設(大学研究施設)と類似する施設の改修及び耐震補強実績があること。なお、類似する施設の規模は、RC造2階建以上、延べ面積3,000㎡以上とする。

維持管理に当たる者は次の要件を満たすこと。

- ア 文部科学省競争参加資格(全省庁統一規格)において平成16・17・18年度に九州・沖縄地域の「役務等の提供等」のA、Bの等級に格付けされている者であること。
- イ 請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること。
- ウ 平成6年度以降に、本事業施設(大学研究施設)と類似する施設又は一般公共施設の維持管理業務実績を有すること。なお、類似する施設の規模は延べ面積3,000㎡以上とする。

なお、参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、大学と協議を行うこととする。また、入札参加資格要件の詳細については、入札説明書において示す。

### 3) 参加資格確認基準日

資格確認基準日は平成16年10月頃を予定。

## (5) 審査及び選定に関する事項

### 1) 審査に関する基本的な考え方

審査は、学識経験者・有識者及び大学の教職員で構成する国立大学法人鹿児島大学PFI事業審査委員会(以下「審査会」という。)にて行うものとし、審査会で定める落札者決定基準は入札説明書等と併せて公表する。

審査会において、建築計画、事業計画、維持管理計画、資金計画等の各面から総合的に提案書の審査を行い、優秀提案を選定する。

審査会において、落札者を選定するまでの間に、応募者又はその構成員が鹿児島大学契約事務取扱規則(平成16年4月1日制定)第2条及び第3条の規定に基づく応募者の制限又は大学の指名停止措置を受けた場合には選定しない。

### 2) 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うこととする。

資格審査

- 応募者の備えるべき参加資格要件の具備の有無
- 本事業と同種又は類似業務の設計、施工及び維持管理に関する経験等

提案審査

- 入札価格
- 入札説明書等と併せて公表する落札者決定基準に基づく、建築計画、事業計画、維持管理計画、資金計画等の総合的な提案内容

### 3) 事業者の選定

大学と選定事業者は事業契約書(案)に基づき契約手続きを行う。

なお、大学の契約担当は契約担当役である鹿児島大学事務局長である。

### (6) 審査結果及び評価の公表方法

審査の結果は鹿児島大学ホームページ及び文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室ホームページ等を通じて公表する。なお、大学は、民間事業者の募集、評価及び落札者の選定において、最終的に、応募者がいない、又は、いずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

### (7) 特別目的会社の設立等

応募者は、本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合は、本事業を実施する商法(明治32年法律第48号)に定める株式会社として特別目的会社を設立する。なお、応募企業又は応募グループの構成員は、例外なく当該会社に対して出資するものとする。

その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を行ってはならない。最低資本金の額は特に想定していない。

### (8) 提出書類の取扱い

#### 1) 著作権

応募者から提出された図書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表及びその他大学が必要と認める時には、大学は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、PFI法第8条に基づく客観的評価の公表(審査講評の公表)以外には使用しない。

#### 2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づ



いて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行なった応募者が負う。

### **3 . 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

#### **( 1 ) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担**

##### **1 ) 責任分担の考え方**

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、大学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、大学が責任を負うものとする。

##### **2 ) 予想されるリスクと責任分担**

大学と選定事業者の責任分担は、原則としてリスク分担表(案)によることとし、意見招請の結果を踏まえ、必要な事項については入札説明書等の公表時において明らかにする。

#### **( 2 ) 提供されるサービス水準**

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、要求水準書として提示する(別添資料1)。

#### **( 3 ) 選定事業者の責任の履行に関する事項**

選定事業者は、事業契約書(案)に基づき作成された事業契約に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、事業契約締結に当たっては、契約の履行を確保するために、以下のいずれかの方法による事業契約の保証を行うことを想定している。

契約保証金の納付

国債証券等の提供など契約保証金の納付に代わる措置

建設期間中(設計含む)における履行保証保険付保等による保証措置

#### **( 4 ) 大学による事業の実施状況の監視**

##### **1 ) モニタリングの実施**

大学は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求

水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

## 2) モニタリングの時期

### 基本設計・実施設計時

大学は、選定事業者によって行なわれた設計が大学の要求した水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

### 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に大学から工事施工及び工事監理の状況の確認を受ける。また、選定事業者は、大学が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

### 工事完成・施設引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で大学の確認を受ける。この際、大学は、施設の状態が事業契約に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

確認の結果、事業契約において定められた水準を満たしていない場合には、大学は補修又は改造を求めることができる。

### 施設供用開始後（維持管理段階）

大学は、維持管理段階において、定期的に業務の実施状況を確認する。

### 財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎年度、公認会計士による監査を経た財務の状況について、大学に報告しなければならない。

## 3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書において公表する。

## 4) モニタリングの費用の負担

大学が実施するモニタリングに係る費用は、大学の負担とする。

## 5) 選定事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業契約で定められた要求水準が達成されていないことが判明した場合、大学は選定事業者に対して支払額の減額措置又は修復勧告を行う。減額の考え方については、入札説明書等にて提示する。

## 4. 立地並びに規模及び配置に関する事項

### (1) 施設の立地条件

地区地番	鹿児島県鹿児島市郡元 1-21-24 (鹿児島大学郡元キャンパス内)
敷地面積	351,663 m <sup>2</sup>
区 域	第1種住居地域 近隣商業地域 防火地域指定なし
形態規制	建ぺい率 60% 容積率 200% 埋蔵文化財包蔵地

### (2) 土地の取得等に関する事項

土地は、大学所有とし、建設期間に必要な範囲を選定事業者は無償で貸与する。

### (3) 施設概要

施設の主要目的

- ・ 農学系の環境・バイオ教育研究施設

施設の主な利用者

- ・ 教職員
- ・ 学生
- ・ その他研究関係者

施設の規模内容（現状）

	延床面積	階数	構造
農学部 1 号館	6,593 m <sup>2</sup>	3 F	RC 造
農学部 2 号館	2,915 m <sup>2</sup>	4 F	RC 造
農学部 3 号館	3,129 m <sup>2</sup>	5 F	RC 造
農学部 4 号館	2,363 m <sup>2</sup>	4 F	RC 造
農学部 5 号館	5,128 m <sup>2</sup>	5 F	RC 造
附属棟	436 m <sup>2</sup>	1 F	RC 造
合 計	20,564 m <sup>2</sup>		

工事の対象範囲

- ・ 20,564 m<sup>2</sup>の改修工事
- ・ 1,028 m<sup>2</sup>（1号館講義室等）の増築
- ・ 287 m<sup>2</sup>（2～5号館E V、WC等）の増築
- ・ 60 m<sup>2</sup>（1号館の一部）のとりこわし
- ・ 各棟を連絡する通路の新設

## 5. 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、大学と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。事業契約に関する紛争については鹿児島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 6. 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

選定事業者に契約不履行の懸念が生じた場合

大学は事業契約の定めに従い選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。なお、その他の対応方法については、事業契約書(案)にて規定する。

その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約中に定めるその事由ごとに、対応方法について事業契約書(案)にて規定する。

金融機関(融資団)と大学との協議

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、大学は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関(融資団)と協議を行い、当該融資機関(融資団)と直接契約を締結することがある。

## 7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

### (1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

### (2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資(無利子融資、低利子融資)の対象事業であり、応募者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、応募者は自らのリスクでその活用を行うこととし、大学は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあ

ることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うこと。

### (3) その他の支援に関する事項

その他の支援については、以下の通りとする。

- ・ 事業実施に必要な許認可等に関し、大学は必要に応じて協力を行う。
- ・ 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、大学と選定事業者で協議を行う。

## 8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

### (1) 情報公開及び情報提供

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき情報公開を行う。

情報提供は、大学のホームページ及び文部科学省文教施設企画部施設企画課契約情報室ホームページを通じて適宜行う。

### (2) 入札に伴う費用負担

応募者の入札に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

### (3) 実施方針に関する問い合わせ先

実施方針に関する問い合わせ先：

鹿児島大学施設部企画課

住 所：〒890-8581

鹿児島県鹿児島市郡元 1-21-24

電 話：099-285-6513

F A X：099-285-7225

電子メール：kkikaks@kuas.kagoshima-u.ac.jp

(様式1)

平成16年 月 日

## 実施方針に関する質問書

「鹿児島大学(郡元)環境バイオ研究棟等改修施設整備等事業実施方針」及び配付資料について、質問事項がありますので、提出します。

質問者	会社名 所在地 所属/担当氏名 電話 FAX E-mail
質問項目	(配付資料名・タイトル)
上記資料における対応部分	(該当ページ・該当箇所(行目～行目))
内容	

留意：質問事項は、本様式1枚につき必ず1問限りとし、簡潔にとりまとめて記載すること。

(様式2)

平成16年 月 日

## 実施方針に関する意見書

「鹿児島大学(郡元)環境バイオ研究棟等改修施設整備等事業実施方針」及び配付資料について、意見・提案がありますので、提出します。

意見者	会社名 所在地 所属/担当氏名 電話 FAX E-mail
意見項目	(配付資料名・タイトル)
上記資料における対応部分	(該当ページ・該当箇所(行目～行目))
内容	

留意：意見・提案事項は、本様式1枚につき1項とし、簡潔にとりまとめて記載すること。



## リスク分担表（案）

リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者			
				大学	事業者		
共通	入札説明書等リスク	1	入札説明書等の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等				
	入札参加リスク	2	入札参加費用の負担				
	資金調達リスク	3	必要な資金の確保に関するもの				
	契約リスク	4	選定事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合				
	制度関連 リスク	法制度リスク	5	法制度の新設・変更に関するもの（PFI事業に典型的又は特別に影響を及ぼすもの）			
			6	法制度の新設・変更に関するもの(上記以外のもの)			
		許認可リスク	7	大学が取得すべき許認可の取得・遅延に関するもの			
			8	選定事業者が取得すべき許認可の取得・遅延に関するもの			
		税制度リスク		一般的な税制変更（新設含む）に関するもの			
			9	収益関係税、外形標準課税の変更に関するもの			
			10	上記以外の変更に関するもの			
			11	消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの			
		12	PFI事業に特定の税制の新設・変更				
	社会 リスク	住民対応リスク	13	大学の設置・運営に対する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの			
			14	大学が行う測量・調査に対する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの			
			15	上記以外のもの（選定事業者が行う調査、建設、維持管理に関するもの）			
		環境問題リスク	16	選定事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気に関するもの			
			第三者賠償 リスク	17	選定事業者が行う業務に起因する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故に関するもの		
				18	大学の運營業務に関する事故		
		19	通常避けることが不可能な地盤沈下、地下水断絶等により第三者に損害を与えた場合				
	債務不履 行リスク	選定事業者の 責めによるもの	20	選定事業者の事業放棄、破綻によるもの及び無許可での選定事業者の変更			
			21	選定事業者の提供するサービスの品質が要求水準書に示す一定のレベルを満たさなかった場合			
			22	選定事業者の責めにより最終期限日までに工事が完成せず、解約に至った場合			
		大学の責め によるもの	23	大学の債務不履行			
不可抗力リスク	24	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似した事変又は暴動など (1)					

リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者		
				大学	事業者	
共通	不可抗力リスク		25	発生は当事者がコントロールできないが、選定事業者がその発生のために事業に被る影響への対処に適している事項（台風、桜島の降灰、火事、地震、ストライキ）(1)		
	金利リスク		26	設計・建設期間中（2）		
			27	維持管理期間中（3）		
			物価リスク		物価の変動	
			28	設計・建設期間中		
			29	維持管理期間中（4）		
計画・設計リスク			30	選定事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		
			31	大学側の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		
計画段階	測量・調査リスク	32	大学が実施した測量・調査に関するもの			
		33	選定事業者が実施した測量・調査に関するもの			
		34	地中障害物のために必要となった費用の負担及び工期の延長			
		35	埋蔵文化財調査に関する費用			
	設計リスク	36	埋蔵文化財調査の結果により新たに必要となった費用の負担及び工期の延長			
		37	大学の提示条件、指示の不備、大学の要求に基づく変更によるもの			
建設段階	建設リスク	38	選定事業者・請負会社の指示、判断の不備			
		用地取得リスク	39	計画地の用地確保に関するもの		
		土地瑕疵リスク	40	計画地の土壌汚染に関するもの		
		施設瑕疵リスク	41	既存の躯体の瑕疵に関するもの（5）		
		工事遅延リスク	42	選定事業者の責めにより工事が契約に定める工期より遅延する、又は完工しない場合（ただし大学の要求による設計変更等に起因するものを除く）		
			43	大学の要求による設計変更等により遅延する、又は完工しない場合		
		工事監理リスク	44	工事監理に関するもの		
		工事費増大リスク	45	大学の指示に起因する工事費の増大		
			46	上記以外の要因による工事費の増大		
		要求性能未達リスク	47	要求性能不適合（施工不良を含む）		
		施設損傷リスク	48	使用前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		
			大学	事業者	
維持管理 リスク	支払遅延・不能リスク	49	大学の支払遅延・不能に関するもの		
	計画変更リスク	50	大学の指示による維持管理業務内容の変更に関するもの		
	要求水準未達リスク	51	要求水準不適合（施工不良が原因による場合を含む）		
	施設瑕疵リスク	事業期間中に施設に瑕疵が見つかった場合			
		52	引渡日から2年以内、或いは故意又は重大な過失、構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分については10年以内		
		53	上記以外		
		54	事業開始前に存在した瑕疵（5）		
	維持管理コストリスク	55	大学の指示による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大		
		56	上記以外の要因による維持管理費の増大（物価・金利変動によるものは除く）		
	施設損傷リスク	57	施設の劣化に対して選定事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因するもの		
		58	事故・火災等によるもの（大学の責めによる場合）		
		59	事故・火災等によるもの（選定事業者の責めによる場合）		
	修繕費増大リスク	60	不適切な維持管理により当初に想定した修繕費が予想を大幅に上回った場合		

- (1) 一定の金額／割合／期間に対応するものについては事業者負担とし、それ以外については大学が負担する。詳細は入札公告時に提示する。
- (2) 基準金利決定のタイミングについては、入札公告時に提示する。
- (3) 金利変動に伴う支払の改定については、入札公告時に提示する。
- (4) 一定範囲を超えたインフレの場合は大学が増額分を負担し、デフレの場合には減額変更を行う。物価変動の範囲や基準となる指標等の考え方に関する詳細は、入札公告時に提示する。
- (5) 施設瑕疵リスクについては、内外装撤去段階において確認する現施設に存在する躯体瑕疵のうち、業務要求水準書（案）に示す「参考 補修（補強）設計数量」を超える瑕疵の補修（補強）に係る費用は大学が負担し、補修（補強）の履行責任は事業者が負う。ただし、補修工事終了の確認後に発見された瑕疵については、事業者がその補修責任及び費用を負担する。